

平成二十年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十三年三月十四日

広島県監査委員

富永健三

同 川上征矢

同 高橋義則

同 加賀美和正

平成 20 年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【テーマ】 広島県における委託料について</p> <p>第 4 各論 各部局毎の委託料の監査結果</p>	
<p>3-2 健康福祉局（病院会計）（報告書 P85～）</p>	
<p>No.2 フィルムバッチ処理</p> <p>【意見】 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>次回の契約（平成 23 年度から）の契約から、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載する。</p>
<p>No.3 歯科技工業務</p> <p>(1)【意見】 業者選定に当たり、当院歯科が要求する品質保証の具体的内容や確認すべき技能の内容について、客観的な検討をし、その判断経過を記録すべきである。</p> <p>(2)【意見】 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>次回の契約（平成 23 年度から）においては、指摘のあったように客観的な検討をし、判断経過を記録する。</p> <p>次回の契約（平成 23 年度から）の契約から、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載する。</p>
<p>No.14 県立広島病院電子カルテ導入業務</p> <p>【意見】 再委託の承諾については、契約書に、書面による事前の承認を条件とすることを明記すべきである。</p>	<p>本契約は終了しているが、今後、同様の契約を行う場合には、契約書に再委託の承認は書面による事前の承認を条件とする旨を明記する。</p>
<p>No.15 保安警備・当直+駐車場整理業務</p> <p>【意見】 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年度の契約から、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No.16 空調・電気・衛生・設備保守</p> <p>【指摘】 随意契約を必要とする理由に欠けており，地方自治法234条2項，地方自治法施行令167条の2に違反するといわざるをえない。競争入札によるべきである。</p>	<p>平成23年度の委託業務から競争入札により業者選定を行った。</p>
<p>No.18 検査科室内洗浄消毒</p> <p>【意見】 本委託契約については特に問題はないが，同種または類似の業務について，随意契約とされているものがあれば，一般競争入札を実施すべきである。</p>	<p>類似の業務である手術室及び中央材料室の滅菌・洗浄業務でも，平成18年度から一般競争入札を実施している。(類似業務はこれのみ)</p>
<p>No.36 廃プラスチック処分</p> <p>【意見】 再委託の承諾については，契約書に，書面による事前の承認を条件とすることを明記すべきである。</p>	<p>書面による事前の承認を条件とすることを平成21年度分から契約書に明記した。</p>
<p>No.124 医療事務（メディカルクラーク）等業務 No.218 医療事務の委託</p> <p>【意見】 「業務等に精通していること」以外に随意契約を必要とするべき正当な理由がなければ，競争入札に付すべきである。</p>	<p>今後は，随意契約理由を詳細に記載することとし，当面，随意契約を行うが，業者変更時の移行期の対応など他の病院等の実態を調査し，競争入札の導入について，本庁とも連携をとり検討する。</p>
<p>No.132 生殖医療科データ管理システムの導入作業</p> <p>(1) 【意見】 契約書に個人情報保護に関する条項を明記し，広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p> <p>(2) 【意見】 成果物につき一応の納入がされた後に，システムに瑕疵があったことが判明したときの委託先の責任等について，瑕疵担保条項を明文化すべきである。</p>	<p>本契約は終了しているため変更契約はできないので，今後，同様の契約においては，全て広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項の記載することとする。</p> <p>本契約は終了しているため変更契約はできないので，今後，同様の契約においては，全て瑕疵担保条項を明文化することとする。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No.200 感染性廃棄物収集・運搬・処分</p> <p>【指摘】 再委託を認める業務の範囲と再委託を認める条件（書面による事前の承諾）について、契約書に明示し、仕様書の記載もこれと齟齬・矛盾のないようにすべきである。再委託の可能な範囲が不明確なまま承認をすることは、契約規則第6条に違反する。</p>	<p>平成21・22年度の当該契約を締結する際に、収集・運搬・処分のいずれの業務についても再委託を禁止するとともに、あらかじめ県が書面により承諾したときは再委託ができるように、契約書及び仕様書の規定を修正した。これにより、契約書と仕様書の規定の矛盾も解消した。</p>
<p>No.91 全身用 CT TSX-101A, 画像処理装置 PACS, 3D 画像処理装置 No.92 循環器用 X線 CT 装置 (アングロ) KXO-2050A, DFP-50A No.93 リニアック 放射線治療装置 77/DX67 No.96 MRI (GE 製) No.97 MRI (シーメンス製) No.98 全身用 CT CT-HSA SG No.101 体外衝撃波結石破碎装置 No.100 CR FCR9000 他 No.112 富士医用画像システムシナプスサーバー他 No.106 OP 患者監視装置+NICU+救命救急</p> <p>(1) 【意見】 導入後は、保守料や契約外の有償消耗品や無償交換部品費等の実績値を当初の見積額と比較して、契約金額の妥当性を検証していくべきである。</p> <p>(2) 【意見】 病院の説明では、導入時のライフサイクルコストの提案の中で保守料の見積額を提示した業者には、特別の事情がない限り導入後は責任をもってその見積額と同額またはそれ以下の金額で委託契約を交わすようしているとのことであるが、今後もこれを徹底して、当初契約時の見積額から理由のない増額が行われないように管理をすることを要望する。</p> <p>(3) 【意見】 定期検査報告書は、「点検部品1式」「定期交換部品1式」という記載をするのであれば、別紙として交換や修理に要した無償部品や消耗品の品名と数量をできるだけ具体的に記載した資料をもって報告をするよう求めるべきである。そして定期検査報告書に記載された品名、数量が正しいかの確認をするべきである。</p> <p>(4) 【意見】 納品書は、納品の対象期間中の「保守契約料一式」</p>	<p>平成21年11月以降、検査報告書、納品書等の提出にあたっては、内容を具体的に記載させ、機器導入時の見積と実績とを比較して契約額の妥当性を検証することに改めた。</p> <p>高額医療機器の保守委託料については、今後とも、特別な事情がない限り機器導入時に提示された金額以下で契約を締結するようにする。</p> <p>平成21年11月以降、検査報告書、納品書等の提出にあたっては、内容を具体的に記載させ、機器導入時の見積と実績とを比較して契約額の妥当性を検証することに改めた。</p> <p>平成21年11月以降、検査報告書、納品書等の提出にあたっては、内容を具体的に記載させ、</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>として済ませるのではなく、定期検査報告書で要求するように、あとで点検可能な程度に、交換した物品については品名と数量を具体的に記載した資料の提出を要求すべきである。</p> <p>(5)【意見】 委託料のうち交換や修理に要した無償部品や消耗品など物件費部分とその他の態勢維持費部分とを区別して業者から態勢維持費をどのように算定しているのかがわかる資料の提出を求めるべきである。また、それが適正であるかを確認できるように、少なくとも態勢維持費部分は、他の委託業務における積算単価表などを参考にして妥当な基準単価を設定することが望ましい。</p>	<p>機器導入時の見積と実績とを比較して契約額の妥当性を検証することに改めた。</p> <p>態勢維持費の部分については、業者から算出根拠を提出させ、類似業務の単価等を参考として、また、専門知識を有するコンサルタントの意見も踏まえて契約額の検証を行っている。</p>
<p>No.93 リニアック 放射線治療装置 77/DX67</p> <p>【意見】 新規機器の追加購入により年間保守料も変わるのが常識であるから、改めて保守料の見積をさせるべきであった。新規追加分の保守料の委託料の増加を容易に想定できたのに改めて保守料の見積書を取り寄せないで機種構成を決定したことは、機器選定に杜撰さが見受けられる。 高額機器の委託料については、機種選定時において資料の徴取を綿密にし、検討をより正確にすべきである。</p>	<p>機器の追加購入等で保守委託料が増額となる場合には、改めて見積書を徴取し、検討を正確に行うように改めた。</p>
<p>No.100 CR FCR9000 他 No.112 富士医用画像システムシナプスサーバー他</p> <p>【意見】 CR機器設備3年計画の2年目以降に新規導入した機器について、導入時の見込額が明らかではなく、導入後の委託料の増額についての的確な把握がされていない。特に、多目的デジタルX線テレビシステムサーバー以外の部分については、導入時の記録に立ち返って当初の計画がなし崩し的に変更され委託料が上積みされることのないように、検証を行うべきである。</p>	<p>機器の追加購入等で保守委託料が増額となる場合には、改めて見積書を徴取し、検討を正確に行うように改めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No.96 MRI (GE製)</p> <p>No.98 全身用CT CT-HSA SG</p> <p>No.106 OP 患者監視装置+NICU+救命救急</p> <p>【意見】 導入時の保守費の見積書など重要書類は、当該機器の廃止や入れ替えがされた後、相当期間経過するまで保管すべきである。</p>	<p>特に重要な物品の取得（政府調達対象物品）は保存年限を20年、重要な物品の取得（予定価格一千万円以上）は10年とし、いずれも保存年限経過後も物品の処分までは文書を保存することに改めた。</p>